

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます（お知らせ）

町では、国の法改正に伴い、令和6年1月より国民健康保険の被保険者で出産される方の産前産後の一定期間、国民健康保険税の減額を実施します。

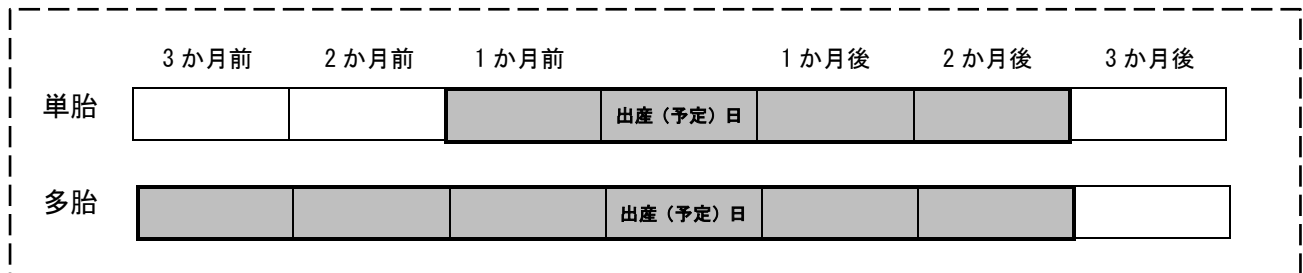
◆ 対象となる方

国民健康保険被保険者で、出産（予定）日が、令和5年11月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます。死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産された方を含みます。

◆ 対象期間

出産予定日又は出産月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産月の3か月前から6か月間）



◆ 対象保険税

出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額

◆ 届出方法

出産予定日の6か月前から届出できます。

<必要なもの>

- ・ 出産予定日及び単胎妊娠又は多胎妊娠の別が確認できる書類（母子健康手帳等）
 - ・ 世帯主及び出産被保険者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）
- 出産育児一時金（直接払い制度）の支給を受ける方は届出は不要となります。
詳しくは下記担当係まで問い合わせください。
- すでに保険税を納付しており、減額によって過払いが発生する場合は還付いたします。

制度についてご不明な点がございましたら、下記担当係まで問い合わせください。

問い合わせ先

電話番号 0135-21-2121（保険課医療係直通）

受付時間 8:45 ~ 17:15（土日祝日を除く）